

忘れていませんか

国民健康保険の届け出



市内にお住まいの74歳以下の人は、国民健康保険以外の健康保険の加入資格がある人などを除き、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険への加入の届け出が必要です。

国民健康保険税は、加入義務が生じた月から課税されます。届け出が遅れ、過去の分から一度にまとめて納めることになる、大きな負担となります。

また、就職などで他の健康保険に加入し、国民健康保険の資格がなくなったにもかかわらず、国民健康保険の保険証を使って診療を受けると、後日その医療費を返還することになります。加入と同様に脱退の届け出も忘れないようお願いします。

問い合わせ

国民健康保険の届け出
市民課 ☎(50)1228
国民健康保険税
税務課 ☎(50)1242

社会体験で仕事をまなぶ 中学生「社会体験学習」

生徒一人ひとりが将来働くことに前向きな見通しを持ち、社会に積極的に貢献していく意欲を育てることをねらいに社会体験学習を実施します。これは市内の事業所の協力を得て行われます。

事業所の皆さんには、子どもたちが、夢や希望を持って社会に巣立っていけるよう体験の機会提供をお願いします。

各中学校の日程・問い合わせ ※各学校とも下記期間内で3日間程度

佐原中学校	8月5日(月)～9日(金)	☎(52)5157
香取中学校	8月21日(水)～23日(金)	☎(50)5000
佐原第三中学校	11月6日(水)～8日(金)	☎(59)2244
佐原第五中学校	8月5日(月)～10日(土)	☎(55)2233
新島中学校	8月5日(月)～9日(金)	☎(56)0702
小見川中学校	8月19日(月)～21日(水)	☎(82)3309
山田中学校	11月6日(水)～8日(金)	☎(78)4411
栗源中学校	7月29日(月)～31日(水)	☎(75)2034

小学校ゆめ・仕事ぴったり体験

小学6年生も、職場見学を中心とした体験学習を実施します。原則的に半日程度の体験となります。各小学校から事業所へ体験学習の依頼をしますので、ご協力をお願いします。

社会体験学習事業に関する問い合わせは、各学校へ連絡ください。
問い合わせ 学校教育課 ☎(50)1239

■こんなときは、14日以内に届け出を

届け出の内容		届け出に必要なもの
国保に加入するとき	転入	転入の届け出のときに申し出をしてください
	職場の健康保険を脱退した	資格喪失証明書などの退職年月日のわかる書類、写真付き本人確認書類
	子どもが生まれた	出生の届け出のときに申し出をしてください
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書、写真付き本人確認書類
国保を脱退するとき	転出	市の保険証（転出の届け出のときに申し出をしてください）
	職場の健康保険に加入した	市の保険証、職場の保険証
	死亡	市の保険証（死亡の届け出のときに申し出をしてください）
	生活保護を受けるようになった	市の保険証、保護開始決定通知書
そのほか	就学のためほかの市町村へ転出	市の保険証、在学証明書（入学許可証）
	退職者医療制度の対象になった	市の保険証、年金証書
	世帯主、住所などが変わった	市の保険証
	保険証をなくした	写真付き本人確認書類

※写真付き本人確認書類…運転免許証、パスポート、住基カード（写真付き）など
※世帯主が変わったときは、必ず世帯員全員の保険証をお持ちください



見本

国民健康保険や後期高齢者医療制度 限度額適用・減額認定の申請

国民健康保険や後期高齢者医療制度では、医療機関に支払う一部負担金が高額になる場合に、減額される認定証を交付しています。入院や高額な外来診療の場合には、認定証を提示すれば限度額を超えない

る分を支払う必要がなくなります。該当する人は、市役所、各支所の窓口で申請してください。すでに交付されている限度額適用・減額認定証は、7月31日(水)で有効期限が切れま

す。引き続き認定を受けるには8月30日(金)までに申請してください。

後期高齢者医療制度では、昨年中に認定証が交付されている人を継続審査し、認定された場合、更新した認定証を

保険証に同封しますので、申請は不要です。

■申請要件

70歳未満の人で国民健康保険税を完納している人、70歳以上の非課税世帯の人

■手続きに必要なもの

◇国民健康保険、または後期高齢者医療保険の保険証

◇過去12カ月に90日を超える長期入院をしている場合は、入院日数を確認できる領収証など

◇限度額適用減額認定証（現在お持ちの人）

◇印鑑

◇保険証の更新

国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険証が、8月1

日(木)に更新されます。新しい保険証は、7月上旬から簡易書留で郵送します。お手元に届きましたら記載内容を確認してください。

高年齢受給者証一体型保険証

70歳から75歳到達（後期高齢者医療制度加入）までの人は、負担割合が記載された高齢受給者証一体型保険証を郵送します。

有効期限の過ぎた保険証は

現在お持ちの保険証は、有効期限が過ぎてから、個人情報に注意して破棄するか、市役所または支所の国民健康保険担当窓口へ返却してください。

問い合わせ

市民課 ☎(50)1228